双葉町告示第４２号

公　示　送　達　書

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び双葉町税条例（昭和３３年双葉町条例第５号）第１８条の規定により、次のとおり公示します。

なお、当該送達すべき書類は、双葉町長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和８年１１月１２日

双葉町長　　伊澤　史朗

１　送達する書類名	令和８年度住民税（普通徴収）第２期督促状
２　送達を受けるべき者の氏名	鍔　裕一
３　注意事項	地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。